

常滑市債権管理基本方針 資料編

(用語解説・関係法令)

(用語解説) 1～3p

(関係法令) 4～28p

1. 地方自治法	4
2. 地方税法	9
3. 国税徴収法	14
4. 国税通則法	15
5. 民事執行法	15
6. 民事訴訟法	17
7. 裁判所法	17
8. 弁護士法	18
9. 司法書士法	18
10. 地方公務員法	18
11. 破産法	19
12. 行政不服審査法	19
13. 民法	19
14. その他の個別法等	22

介護保険法、学校給食法、学校教育法、下水道法、公営住宅法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、債権管理回収業に関する特別措置法、債権管理事務取扱規則、児童福祉法、地方公営企業法、地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（総務省自治税務局企画課長通知）、都市計画法

15. その他の関係条例等	27
---------------	----

後期高齢者医療に関する条例施行規則、個人情報保護条例、市営住宅管理条例、市税条例施行規則、市立幼稚園授業料徴収条例、税外収入に係る延滞金に関する条例、都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例

～用語の解説～

※（ ）内は主な関係法令

か行

【換価】（国税徴収法 89 条他）

滞納処分の手続として、差し押さえた財産を公売等により金銭に換えること。

【強制徴収】（地方自治法施行令 171 条の二）

市が金銭債権を滞納処分の手続により自ら強制的に取り立てること。

【強制執行】（地方自治法施行令第 171 条の 2）

裁判所が債権者の申し立により債務名義に記載される債務者の財産を差し押さえ、金銭に換え、滞納債権を強制的に回収する法律上の手続

さ行

【債権】（地方自治法 237 条第 1 項、同法 240 条第 1 項）

市が財産として管理の対象としている金銭債権

【債権の放棄】（地方自治法 96 条 1 項 10 号）

市の債権を放棄することで、地方自治法では政令又は条例に特別の定めがある場合を除き議決事件とされる。

【催告】（民法 153 条、同 147 条 1 号）

法令によらない自主的納付を促すための請求（民法 147 条）行為。滞納処分の前提条件にはならず、催告後 6 ヶ月以内に差押え、訴訟等法的手続を行うことで時効を中断することができる。つまり、催告により消滅時効を最大 6 ヶ月延長することができる。

【財産調査】（国税徴収法 141 条）

滞納処分等の手続を進める上で必要な滞納者の預金や資産等の財産を調査することで、強制徴収公債権は、国税徴収法に基づき財産調査（質問及び検査）することができる。

【債務名義】（民事執行法 22 条）

強制執行を行うために必要な公の文書で、強制執行が予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者が表示される。（確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、和解調書、調停調書）

【差押え】（地方税法 331 条他）

市が行う滞納処分手続で、債務者所有の不動産、動産、債権等の財産の処分を禁止し、これを確保する強制処分。時効の中断事由

【時効の援用】（民法 145 条、地方自治法 236 条 2 項）

私債権について、時効期間満了後、債務者が時効の成立を主張すること。これにより債権が消滅する。公債権は時効の援用を要せず、時効期間の満了のみで消滅する。

【時効の中断】（民法 157 条）

それまで進行していた時効期間の効力が失われて時効がリセットされること。時効の中断後はあらためて最初から時効期間が進行する。

【時効の中断事由】（民法 147 条）

時効を中断させるための事由として、民法では、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認が規定されている。

【支払督促】（民事訴訟法 382～396 条）

金銭、有価証券等の請求について、債権者が簡易裁判所に申し立てることにより、裁判所から債務者に対して支払を命じる督促状を発付する手続

【少額訴訟】（民事訴訟法 368 条）

簡易裁判所で取り扱う 60 万円以下の金銭の支払いを求める訴えで、1 回の審理で紛争解決を図る手続

【承認】（民法第 147 条）

時効の中断事由の一つで、債務者が、誓約書の提出、債務の一部を納付する等、債務の存在を認めること。

【請求（時効の中断事由）】（民法 147 条）

裁判上の請求、支払督促、和解・調停の申し立て、催告等

た行

【滞納処分】（地方自治法 231 条 3 第 3 項、国税徴収法 47 条、地方税法 331 条他）

強制徴収公債権について、納期限を過ぎ、督促をしても、指定の期限までに納付されない場合に、不動産や給料、預貯金などの財産を差押えた後、債権の取立て又は公売（財産の売却）により財産を換価し、配当（滞納金への充当）を行う強制徴収手続のこと。

【滞納処分の停止】（地方税法第 15 条の 7、国税徴収法第 153 条）

強制徴収公債権について、債務者に財産がないとき、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、所在・財産が不明なときに、滞納処分を取りやめる（停止する）措置。停止を 3 年間継続すると債務が消滅する。

【滞納処分の例により】（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）

国税または地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すること

【徴収停止】（地方自治法施行令 171 条の 5）

非強制徴収公債権及び私債権について、履行期限後相当の期間が経過してもなお完納されない債権で、法人の事業休止、債務者の所在不明、債権が少額で取立費用に満たない場合などで履行が著しく困難又は不適當な場合に、以後その保全及び取立をしないこと。

【徴収猶予】（地方税法 15 条）

強制徴収公債権について、災害、盗難、病気、事業の廃止等の理由により一時に納付又は納入できないと認める場合に、1 年以内の期限を限り、その徴収を猶予するもの。

【督促】（地方自治法第 231 条の 3、地方自治法施行令第 171 条等）

納付期限までに納付されない場合に、法令に基づき納付を求める行為。滞納処分的前提条件で、督促により時効が中断する。

な行

【納入の通知】（地方自治法 231 条他）

債権が発生し、これを徴収する場合に、納付義務者に対して金額、納付期限、納付の場所等を通知すること。

は行

【配当】（国税徴収法 128 条他）

滞納処分により、差押え・換価した金銭を滞納額等に配当し、滞納債権を回収すること。

【賦課処分】（地方税法 2 条他）

市が市税や各種料金を対象者に割り当てて確定すること。

ま行

【免除】（地方自治法施行令 171 条の 7）

債務者が無資力により履行延期の特約・処分した債権で、当初の履行期限から 10 年後も無資力で弁済見込がない場合等に、長が議会の議決を経ずに債務を免除すること。

り行

【履行延期の特約又は処分】（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項）

滞納債権について、納期限を延期することにより債務者の資力の回復を待つもので、債務者が無資力、一時に履行が困難、災害・盗難でやむをえない場合等に、“特約”は私債権について行われる約束、“処分”は行政が公債権について行う行為

1. 地方自治法

★債権の放棄、訴えの提起等に係る議決事件の規定

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

★債権の放棄、訴えの提起に関する市長の専決処分及び議会報告に関する規定

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

★税の賦課徴収に関する規定

（地方税）

第二百二十三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

★使用料の徴収に関する規定

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

★公債権の不服申立てに関する規定

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第二百二十九条 第二百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

★納入の通知に関する規定

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

★公債権に係る督促・滞納処分に関する規定

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

★時効の根拠、時効の援用、時効の中断に関する規定

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律

第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

★債権に係る定義

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

★債権の定義、督促、強制執行、徴収停止、免除等の規定

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

地方自治法 附則

★下水道使用料の滞納処分の根拠規定

〔普通地方公共団体の歳入〕

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

地方自治法 施行令

★債権に関する督促の規定

（歳入の調定及び納入の通知）

第一百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

★債権に関する督促の規定

(督促)

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

★非強制徴収公債権、私債権の強制執行に関する規定

(強制執行等)

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

★債権の各種取扱い（履行期限の繰上げ～延期・免除等）に関する規定

(履行期限の繰上げ)

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

2. 地方税法

★地方税の定義

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。
- 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。
- 三 徴税吏員 道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。
- 四 地方税 道府県税又は市町村税をいう。

★地方税の賦課徴収に関する規定

(地方団体の課税権)

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

★地方税の優先的徴収に関する規定

(地方税優先の原則)

第十四条 地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定めがある場合を除き、すべての公課（滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費（以下本章において「国税」という。）を除く。以下本章において同じ。）その他の債権に先だつて徴収する。

★地方税の徴収猶予に関する規定

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

★滞納処分の執行停止に関する規定

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。

- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

★地方税の時効（5年）に関する規定

（地方税の消滅時効）

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号若しくは第二号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日若しくは同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同条第三項各号に掲げる日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

★地方税の時効の中断に関する規定

（時効の中断及び停止）

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（中略）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（以下略）

★不服申立てに関する規定

（行政不服審査法 との関係）

第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、この款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の定めるところによる。

一 更正若しくは決定（第五号に掲げるものを除く。）又は賦課決定

二 督促又は滞納処分

★地方税の秘密漏えいに関する罰則規定

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査（中略）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

★市町村民税に係る納税通知書の規定

(個人の市町村民税の普通徴収の手続)

第三百十九條の二 個人の市町村民税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第三百二十一条の四第一項の給与所得に係る特別徴収税額（二以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。）並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。

3 第一項の納税通知書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

★市町村民税に係る延滞金の徴収等の規定

(普通徴収に係る個人の市町村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第三百二十一条の二 市町村長は、（中略）直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」と総称する。）を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

★地方税の督促に関する規定

(市町村民税に係る督促)

第三百二十九條 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

★地方税の督促手数料に関する規定

(市町村民税に係る督促手数料)

第三百三十條 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

★地方税の滞納処分に関する規定

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

★地方税の徴収方法に関する規定（固定資産税の例）

(固定資産税の徴収の方法等)

第三百六十四条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 固定資産税を徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、総務省令で定めるところによつて、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書（以下「課税明細書」という。）を当該納税者に交付しなければならない。

★地方税の督促に係る規定（固定資産税の例）

(固定資産税に係る督促)

第三百七十一条 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

★地方税の滞納処分に係る規定（固定資産税の例）

(固定資産税に係る滞納処分)

第三百七十三条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（中略）に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

★国民健康保険税の徴収規定

(国民健康保険税)

第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用（中略）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

(水利地益税等の徴収の方法)

第七百六条 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない。

★国民健康保険税の滞納処分規定

(水利地益税等に係る滞納処分)

第七百二十八条 水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

6 第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確定する日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

3. 国税徴収法

★滞納処分に関する規定

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。
- 二 納税者が国税通則法第三十七条第一項 各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

★差押えの限度に関する規定

(差し押える債権の範囲)

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

(給与の差押禁止)

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額（※）の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。（（※）次に掲げる金額は、その給料等につき徴収される所得税、市県民税、社会保険料に相当する金額他）

★換価に関する規定

(換価する財産の範囲)

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立）の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

★配当に関する規定

(配当すべき金銭)

第二百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

- 一 差押財産の売却代金
- 二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭
- 三 差し押えた金銭
- 四 交付要求により交付を受けた金銭

★滞納処分に関する質問及び調査に関する規定

(質問及び検査)

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（中略）を検査することができる。

- 一 滞納者

- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

★滞納処分の停止に関する規定

(滞納処分の停止の要件等)

第一百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

4. 国税通則法

★延滞金に係る国税に関する規定

(延滞税)

第六十条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

- 一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき。
- 2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（中略）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（中略）までの期間又は納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 第 1 項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。
- 4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

5. 民事執行法

★債務名義に関する規定

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

(不動産執行の方法)

第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」という。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

- 2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

(動産執行の開始等)

第二百二十二条 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。）に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

- 2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債権執行の開始)

第四百三十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第四百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第四百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

★差押え禁止に関する規定

(差押禁止債権)

第二百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

- 一 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権
- 二 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

6. 民事訴訟法

★少額訴訟に関する根拠規定

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

○参考：民事訴訟規則

(少額訴訟を求め得る回数・法第三百六十八条)

第二百二十三条 法第三百六十八条（少額訴訟の要件等）第一項ただし書の最高裁判所規則で定める回数は、十回とする。

★支払督促に関する根拠規定

(支払督促の要件)

第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。（以下略）

(支払督促の申立て)

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

★支払督促の異議申立に係る訴えの提起に関する規定

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

7. 裁判所法

★地方裁判所の裁判権に関する規定

第二十四条 (裁判権) 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- 一 第三十三条第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一条の三第一項第二号の人事訴訟を除く。）及び第三十三条第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- 二 第十六条第四号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審
- 三 第十六条第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- 四 第七条第二号及び第十六条第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

★簡易裁判所の扱う訴訟額に関する規定

第三十三条 (裁判権) 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

- 一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

8. 弁護士法

★弁護士の職務に関する規定

(弁護士の職務)

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

★弁護士以外の法律事務の取扱い等の禁止規定

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9. 司法書士法

★司法書士及び認定司法書士の取扱業務に関する規定

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。・・・

イ 民事訴訟法の規定による手続であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額（※）を超えないもの（※）140万円

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号（※）に定める額を超えないもの

2 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

10. 地方公務員法

★公務員の守秘義務に関する規定

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

11. 破産法

★破産債権の免責に関する規定

(免責許可の決定の効力等)

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- 一 租税等の請求権
- 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

12. 行政不服審査法

★不服申立てに関する規定

(審査請求期間)

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。
- 3 審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

13. 民法

★公示送達に関する規定

(公示による意思表示)

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。
- 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

★時効の効力等に関する規定

(時効の効力)

第四百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第四百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第四百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

★時効の中断及び効力に関する規定

(時効の中断事由)

第四百四十七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

第四百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第四百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第四百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条 に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第四百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第四百五十二条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第四百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第四百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第百五十六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第百五十七条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(債権等の消滅時効)

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第百六十八条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

★医療費の時効に関する根拠規定

(三年の短期消滅時効)

第百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

★給食費の時効に関する事項の根拠規定

第百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

★確定判決に係る金銭債権の時効10年に関する根拠規定

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七十四條の二 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

★法定利率5%に関する根拠規定

(法定利率)

第四百四條 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

14. その他の個別法等

【か行】

○介護保険法

★介護保険料に関する滞納処分、時効2年等に関する規定

(保険料)

第二十九條 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

(滞納処分)

第四十四條 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(時効)

第二百條 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

○学校給食法

★給食費の負担に関する規定

(経費の負担)

第十一條 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

○学校教育法

★学校の範囲に関する規定

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

★幼稚園授業料の徴収に関する規定

〔授業料〕

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

○下水道法

★下水道使用料の徴収に関する規定

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

○公営住宅法

★公営住宅の家賃に関する規定

（家賃の決定）

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。（以下略）

○高齢者の医療の確保に関する法律

★後期高齢者医療に要する費用の徴収に関する規定

（保険料）

第一百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第一百七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

★後期高齢者医療に要する費用の滞納処分に関する規定

（滞納処分）

第一百三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

★保険料の時効に関する規定

(時効)

第六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

○国民健康保険法

★常滑市は国民健康保険税につき適用除外

(保険料)

第七十六条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拋出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

【さ行】

○債権管理回収業に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる者が有する貸付債権

イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ 農林中央金庫

(以下略)

(営業の許可)

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

○債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）

（通則）

第一条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する歳入徴収官等（以下「歳入徴収官等」という。）の事務取扱その他国の債権の管理に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

★債権の放棄に関連する規則

（債権を消滅したものとみなして整理する場合）

第三十条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- 一 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- 二 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第一号から第四号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- 四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- 五 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

○児童福祉法

★保育料の徴収に関する規定

〔費用の徴収〕

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

10 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【た行】

○地方公営企業法

★企業会計の徴収根拠の規定

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

★企業会計に関する訴えの提起等議決事項の適用除外規定

(地方自治法の適用除外)

第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

○地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

(平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知)

★強制徴収公債権に係る情報共有に関する通知

- 2 地方団体における徴収体制の整備

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

○都市計画法

★下水道受益者負担金に係る徴収・滞納処分等に関する規定

(受益者負担金)

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわなるときは、時効により消滅する。

15. その他の関係条例等

【か行】

○後期高齢者医療に関する条例施行規則

★後期高齢者医療保険料の滞納処分に関する規定

（滞納処分）

第5条 市長又はその委任を受けた職員は、保険料の督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき保険料を納付しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定に基づき、当該保険料及び延滞金について、市税の滞納処分の例により処分することができる。

（身分証明証）

第6条 次に掲げる職員は、それぞれの身分を証明する証票として身分証明書（様式第5）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- （1） 保険料その他徴収金の徴収に携わる職員
- （2） 前条の規定により市長の委任を受け滞納処分に携わる職員

○個人情報保護条例

★個人情報保護に係る職員の義務に関する規定

（職員の義務）

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【さ行】

○市営住宅管理条例

★市営住宅の徴収に関する規定

(使用料の納付)

第14条 使用料は、第10条第5項の入居可能日から市営住宅を明け渡した日（明け渡しの請求のあった時は、明け渡しの請求のあった日）まで徴収する。

2 使用料は、毎月末日までに当月分を納付しなければならない。

○市税条例施行規則

★徴税吏員の職務権限に関する規定

(徴税吏員の職務権限)

第2条 徴税吏員は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市税の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査
- (2) 徴収金の徴収
- (3) 徴収金の滞納処分としての財産の搜索又は差押え及び財産差押えのための質問又は検査

○市立幼稚園授業料徴収条例

★幼稚園授業料の徴収に関する規定

第1条 常滑市立幼稚園授業料は、月額9,150円とする。

第2条 授業料の徴収は毎月末日とする。

○税外収入に係る延滞金に関する条例

★税外収入の延滞金の割合に関する規定

(延滞金の額)

第2条 延滞金の額は、納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。（以下略）

【た行】

○都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

★下水道受益者負担金の徴収に関する規定

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

【な行】

○農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例

★集落排水施設使用料の徴収に関する規定

(使用料)

第12条 市長は、使用者から使用料を徴収する。